

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月17日
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 康博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 賢史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 賢史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 1,527,782,520円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,535,714,520円

(注) 1 本募集は、平成26年1月31日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年2月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年2月14日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新規発行による手取金の額」及び「手取金の使途」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	8,516個(注) (注) 上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数といたします。
発行価額の総額	1,777,459,520円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	発行価格は、以下の算式及び(2)から(7)の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した当社普通株式1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額といたします。 $C = Se^{-\lambda T} N(d_1) - Xe^{-rT} N(d_2)$ $d_1 = \frac{\ln(S/X) + (r - \lambda + \sigma^2/2)T}{\sigma\sqrt{T}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格^(C) (2) 株価^(S)：平成26年2月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段) (3) 行使価額^(X)：1円 (4) 予想残存期間^(T)：2.46年 (5) ボラティリティ^(σ)：2.46年(平成26年2月14日から過去128週)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 (6) 無リスクの利子率^(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 (7) 配当利回り^(λ)：1株当たりの配当金÷上記(2)に定める株価 (8) 標準正規分布の累積分布関数^{(N(・))} (注) 平成26年2月14日に決定する予定であります。</p>
	<省略>

<中略>

(注) 4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は割当予定個数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	6名	197個
当社の執行役員	36名	353個
当社子会社の取締役	22名	1,745個
当社子会社の執行役員	134名	6,221個

(訂正後)

発行数	7,932個
発行価額の総額	1,527,782,520円
発行価格	192,610円
	< 省略 >

< 中略 >

(注) 4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	6名	184個
当社の執行役員	36名	297個
当社子会社の取締役	22名	1,635個
当社子会社の執行役員	134名	5,816個

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	8,516,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は1,000株といたします。ただし、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,785,975,520円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
	<省略>

<後略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	7,932,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は1,000株といたします。ただし、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,535,714,520円(注) (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
	<省略>

<後略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(注)1	発行諸費用の概算額(注)2	差引手取金概算額
1,785,975,520円	2,000,000円	1,783,975,520円

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額であります。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(注)1	発行諸費用の概算額(注)2	差引手取金概算額
1,535,714,520円	2,000,000円	1,533,714,520円

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

<後略>

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

今回の募集は、当社が当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員に対して報酬の一部として当社の新株予約権を付与することを目的としており、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の割当てに際し、払込みは役員報酬と相殺する形態を取ることから、当社の取締役及び執行役員に付与する新株予約権の払込金額115,346,000円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。また、子会社の取締役及び執行役員に付与する新株予約権の払込金額1,670,629,520円に関しては、付与対象者が各々新株予約権の行使を行ったときに当該金額を個別に子会社との間で精算することとしていることから、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、差引手取金概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定することといたします。

(訂正後)

今回の募集は、当社が当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員に対して報酬の一部として当社の新株予約権を付与することを目的としており、資金調達は目的としておりません。

また、新株予約権の割当てに際し、払込みは役員報酬と相殺する形態を取ることから、当社の取締役及び執行役員に付与する新株予約権の払込金額93,126,410円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。また、子会社の取締役及び執行役員に付与する新株予約権の払込金額1,442,588,110円に関しては、付与対象者が各々新株予約権の行使を行ったときに当該金額を個別に子会社との間で精算することとしていることから、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、差引手取金概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定することといたします。